

# 令和4年度第3回印西クリーンセンター環境委員会

## 会議録(概要版)

1. 期 日 令和4年12月3日(土) 午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

### 3. 委員出欠状況

☆甲(9名中 9名出席)

- |                |         |                |         |
|----------------|---------|----------------|---------|
| 1. 組合 事務局長     | 鈴木 秀 昭  | 6. 次期施設推進室 室長  | 国 友 栄 一 |
| 2. 組合 庶務課副主幹   | 長谷川 睦   | 7. 印西市クリーン推進課長 | 藤 卷 孝   |
| 3. 印西CC 工場長    | 勝 田 博 之 | 8. 白井市環境課長     | 竹 田 忠 夫 |
| 4. 印西CC 業務班主査補 | 渡 辺 祐   | 9. 栄町環境協働課長    | 塩 崎 一 郎 |
| 5. 印西CC 施設班副主幹 | 海老原 雅 美 |                |         |

☆乙(25名中 17名出席)

- |                |          |                      |         |
|----------------|----------|----------------------|---------|
| 1. 小倉町内会       | ○欠席      | 15. 小倉台アビック21自治会     | ○欠席     |
| 2. 牧の木戸一丁目自治会  | 木 曾 修    | 16. ファーストスクエア小倉台自治会  | 若 林 茂 樹 |
| 3. 木刈三丁目町内会    | 中 村 吉 男  | 17. セカンドスクエア小倉台団地自治会 | 不在      |
| 4. 木刈四丁目自治会    | サントス 奈津子 | 18. サードスクエア小倉台団地自治会  | 梅 澤 敏 明 |
| 5. 木刈五丁目自治会    | 堀 暢 子    | 19. 原山西町内会           | 不在      |
| 6. 内野町内会       | 不在       | 20. 木刈一丁目町内会         | 吉 田 一 夫 |
| 7. 内野西団地自治会    | 東海林 良 一  | 21. ネットス自治会          | 大 木 清一郎 |
| 8. 内野東団地自治会    | 早 川 憲 彦  | 22. 高花二丁目北自治会        | 遠 藤 行 雄 |
| 9. 内野中央団地自治会   | ○欠席      | 23. 桜苑式番街自治会         | ○欠席     |
| 10. 内野南第二団地町内会 | 神 田 由 子  | 24. コーポシティ桜台自治会      | ○欠席     |
| 11. 原山中央自治会    | 川 村 晃    | 25. ガーデンスハウス木刈自治会    | ○欠席     |
| 12. 原山町内会      | 原 澤 良 知  | 26. 大塚三丁目町内会         | 矢 崎 良 枝 |
| 13. 高花一丁目自治会   | ○欠席      | 27. コネクト原山町内会        | ○欠席     |
| 14. 高花四丁目町内会   | 岩 井 邦 夫  | 28. 原山花の丘自治会         | 下 村 政 子 |

☆傍聴者 なし

☆事務局 2名

## 会議次第

1. 開会
2. 議長選出(乙側委員)
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
  - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
  - (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
  - (3) 自治会からの質問事項の回答について
5. その他
6. 閉 会

### 配付資料

- ・令和4年度第3回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・・・(資料2)
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・(資料3)
- ・自治会側から事前に提出された質問(写)について・・・・・・・・・・・・・・(資料4)

## 6. 議 事

### 議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

#### 表－1）令和4年度8月～10月の月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

- ・令和4年度月別ごみ搬入量及び焼却量などの操業状況です。令和4年4月から令和4年7月分までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている8月分から10月分を報告いたします。なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、令和4年度10月までの合計値と前年比をご報告させていただきます。
- ・令和4年度10月までのごみ搬入量合計は2万9,660トン、前年度と比較しますと230トン、約0.77%の減、うち事業系ごみの合計は8,264トン、前年度と比較しますと153トン、約1.89%の増となっております。ごみ焼却量合計は2万8,304トン、前年度と比較しますと444トン、約1.57%の減となっております。
- ・5ページ、6ページにつきましては、ただいま説明しましたごみ搬入量推移及び1人1日当たりのごみ量を折れ線グラフに表したものとなります。

#### 表－2）排出ガス測定

- ・7ページを御覧ください。排出ガス測定につきましては、既に測定結果を報告済みであります。1号炉で令和4年4月19日に、2号炉で令和4年5月24日に、3号炉で令和4年6月28日に測定を行っており、その結果は全て協定値、また規制値の範囲内です。
- ・続いて、8ページになります。②、排出ガス測定（ダイオキシン類）ですが、こちらは3号炉で令和4年6月28日に測定を行い、その結果は規制値、協定値の範囲内でありました。また、既に測定結果を報告済みであります。1号炉で令和4年4月19日に、2号炉で令和4年5月24日に測定を行っており、その結果は規制値、協定値の範囲内です。
- ・続いて、同ページ8ページの右側に記載の焼却灰に含まれるダイオキシン類ですが、こちらは3号炉で令和4年6月28日に測定を行い、その結果は規制値の範囲内でありました。また、既に測定結果を報告済みであります。1号炉で令和4年4月19日に、2号炉で令和4年5月24日に測定を行っており、その結果は規制値の範囲内です。
- ・同じく8ページ右側に記載の処理飛灰に含まれるダイオキシン類ですが、既に測定結果をこちらでも報告済みであります。令和4年5月24日に測定を行っており、その結果は規制値の範囲内です。

#### 表－3）騒音・振動測定

- ・9ページとなります。騒音・振動測定ですが、既にこちらでも測定結果を報告済みであります。令和4年5月18日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内です。なお、ちょっと先のページになってしまうのですが、15ページに当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

#### 表－4）悪臭物質測定

- ・10ページとなります。悪臭物質測定ですが、こちらでも測定結果を報告済みであります。令和4年5月18日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内です。こちらでも15ページに当日の気象状況を、16ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

#### 表－5）臭気濃度測定

- ・11ページになります。臭気濃度測定ですが、こちらでも測定結果を報告済みであります。令和4年5月18日に敷地境界、2号炉煙突出口、臭突出口で測定を行い、その結果は全て目標値の範囲内です。

#### 表－6）処理水の水質測定

- ・12ページになります。処理水の水質測定ですが、協定書第6条、第8条の規定により、健康被害の生ずるおそれのある10項目を年1回測定するものです。こちらでも測定結果を報告済みであります。令和4年6月28日に測定を行い、その結果はダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満、ダイオキシン類は遅れて報告があり、ゼロとなっております。

#### 表－7）排ガス中の重金属測定

- ・13ページになります。排ガス中の重金属測定については、こちらでも測定結果を報告済みであります。令和4年6月21日に測定を行い、測定結果としましては、測定項目全てで定量下限値未満です。

### 表－８）ごみ質分析

- ・ 14ページになります。ごみ質分析の調査結果について報告します。直近では令和4年度7月29日に測定しましたところ、紙類が36%、厨芥類が17.6%、布類が0.9%、草木類が4.0%、プラスチック類が34.8%、ゴム類が0.2%、金属類が2.1%、ガラス類が0.3%、セト物、砂、石などが0.6%、その他が3.5%、水分が37.7%、見掛け比重は0.137キログラムパーリットル、低位発熱量は2,910キロカロリーパーキログラムでした。

### 表－９）気象測定結果

- ・ 説明済みになります。

#### まとめ

- ・ 17ページになります。まとめとして、極めて簡単ではありますが、測定結果を一言で記載しました。令和4年8月から10月の操業状況の報告として、各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で問題はありませんでした。

#### 【搬入車両数と搬出車両数】

##### (令和4年8月から10月搬入搬出車両数)

- ・ 18ページ、資料1につきまして、令和4年度4月から10月分の搬入、搬出の車両台数を報告いたします。令和4年度4月から10月の搬入車両合計が2万3,051台で、前年度との比較では164台、0.71%の減となっております。搬出車両の合計は1,328台で、前年同時期との比較では14台、1.07%の増となっております。搬入車両と搬出車両数の報告は以上です。

#### 【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

- ・ 19ページになります。資料2になります。印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の10月で飛灰が123ベクレル、主灰は27ベクレルでした。
- ・ 20ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回行っており、これまで検出されたことはありません。
- ・ 続いて、21ページ、22ページとなります。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第1地点、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の5地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近10月の測定平均で一番高いのは、第3地点で0.087マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で、平成30年分の横ばい部分については記入を割愛しています。
- ・ 最後に、23ページになります。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処理をしています。令和4年度10月末現在の搬出先及び処理量については、記載のとおりであります。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和4年度10月末時点での印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが、埋立率が27.16%という状況です。  
報告は以上となります。

#### 【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等がある場合には、挙手の上、自治会名、お名前を述べてから発言をお願いいたします。
[乙委員]	ここの範囲ではないのかも分からないのですけれども、当時各公園とか、児童公園とかに埋め立てた土壌、廃棄物の放射線の。これはそのままずっと置きっ放しみたいな感じなのですか。ここの範囲ではないのかな。
[議長]	事務局、お願いします。
[甲委員]	すみません、環境委員会で把握している内容ではないようなので。
[乙委員]	そうなの。では、市は市の担当者が来て、極端な言い方すると、公園のあの表面をざらっと線量測って、これやばいというので、ある一定のところに行く、その公園のところは公園のところ穴掘って、ブルーシート敷いたと思うのだけれども。それで埋めてしまっているのだけれども、それがもうあの頃から、それ市の担当が来てやっていたのだけれども、あれはあのままなのかな。少したってから掘り出すの。
[甲委員]	公園の放射性廃棄物につきましては、市のほうで管理をしていると思います。ただ、今日、印西市の方もおられていますけれども、担当課ではないと思われま。私の知っている限りでは、市のほうの公園のほうにはそういうものは埋めていないと。
[乙委員]	いや、埋めているよ。

[甲委員]	そうですか。
[乙委員]	だって、僕立ち会っているのだもの。あちこちのところ。南のほうは分からないよ。北口。
[甲委員]	私が把握していなくて大変申し訳ないのですがけれども、多分環境保全課さんだとは思うのですがけれども、そちらのほうでしっかり管理はしていると思います。また、公園については都市整備課というのが…。
[乙委員]	いや、埋めたまま。埋めたままかね。
[甲委員]	ええ、その辺がここの所掌ではなくて申し訳ないのですがけれども、市のほうでしっかり管理は、台帳を作ってされていると思いますので。
[乙委員]	あれはあれかね、自然とそのままにしておくという感じなのかね。
[甲委員]	そんなことはないと思いますけれども。
[乙委員]	いつかは掘り出すの。
[甲委員]	ちょっとはつきりとは分かりませんが、今のところ方向が出ていない…。
[乙委員]	はつきり場所を言うとき、またわあわあなってしまって困るので、あれなのだけれども、特定しろと言えばするよ。
[甲委員]	はつきりと私のほうで今言えないところで申し訳ないのですがけれども、きちんと担当課のほうで…。
[乙委員]	では、それは市のほうから答えが出るの。
[甲委員]	聞けば出ると思います。
[乙委員]	そう。あるいはそのままなのか、そのままが年月経てば落ちるのでしょうかけれども、あるいはまた掘り出してどこか持っていくのか、その辺よく分からないので、ちょっと聞いたままでなのだけれども。
[甲委員]	持ち帰って担当のほうから…。
[乙委員]	不安というような不安ではないのだけれども、今表面測ったって別に出てこないと思うので、相当深く埋め込んであれして、そこのところはもうみんな普通に遊んでいるわけだから。だけど、大体公園が主なのですよ。
[甲委員]	分かりました。
[乙委員]	小学校なんかどうしたのかね。小学校は小学校で埋めているわけではないと思うのだけれども。
[甲委員]	では、印西市さん、直接担当課長ではないのですがけれども、環境保全課のほうに言っていただくように。
[乙委員]	そう、環境保全課。すみません。
[甲委員]	あと、公園ですと、もしかすると都市部のほうが直接やっているかもしれませんので、都市部でいうと都市整備課になりますので。場所によってちょっと違うところもありますので。
[乙委員]	その当時だから、どういう課があれしてきたかどうかわからないけれども。
[甲委員]	では、ご意見お預かりしてということで、申し訳ありません。
[乙委員]	申し訳ないです、すみません。
[議 長]	ありがとうございます。ほかにございますか。
[乙委員]	8ページ目のダイオキシン類の測定結果なのですが、6月28日に測った値なのですが、数字は低くて問題はないですが、ダイオキシンというのはダイオキシン類とコプラナーPCBというのと両方測って、それを足した値なのですが、今までコプラナーPCBの値が一般のダイオキシンよりもかなり低い値でしたよね。それが急にここで上がったのは何か理由があるのかなと、ちょっと心配になって質問しました。よろしく願います。
[議 長]	事務局、お願いします。
[甲委員]	それでは、お答えさせていただきます。今のご質問の内容ですが、今回自治会側からの質問の中に、2番に…。
[乙委員]	入っていますか。では、そのとき教えてください。
[甲委員]	同じ内容が書かれています。もしよろしければ、この場で。
[乙委員]	では、今でもいい。

[甲委員]	それでは、33ページの質問の中の2番の回答のほうになりますけれども、回答といたしましては、こちらの記載してある数値については特段誤りではなく、操業についても安定した処理をしておりますので、そのような回答とさせていただきます。
[乙委員]	回答見ていないのだよな。
[議長]	33ページですね。
[乙委員]	33ページか。
[議長]	よろしいでしょうか。 では、ほかに質問ございますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 議題（2）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

24ページの資料3を御覧ください。令和4年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況となっております。11月末時点の進捗となっております。

進捗状況の説明といたしまして、25ページを御覧ください。令和4年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールとなっております。本事業につきましては、令和10年度の稼働開始に向けて新クリーンセンターの施設整備と施設用地までの進入路の整備、そして地域振興策について各種の業務を進めているところでございます。

変更点についてご説明いたします。事業内容の2つ目でございますアクセス道路についてですが、設計、軟弱地盤解析業務につきましては8月で業務完了しております。今年度進めている用地買収ですが、税協議、地権者説明会、個別の企業説明等が完了いたしまして、現在用地交渉に着手してございます。地域振興策の用地につきましても同様でございます。

また、地権者を対象としました説明会ですが、8月末に予定しておりましたが、コロナの感染拡大等を考慮しまして、説明会の開催を11月27日に延期しまして実施したところでございます。

次に、用地管理業務ですが、次期中間処理施設用地の草刈りを年2回行っておりまして、10月に2回目の草刈りについて完了しております。地域振興用地の草刈りにつきましては、用地取得の状況や草の繁茂状況に応じ対応する予定としております。次期中間処理施設の令和10年度の稼働に向けて、計画的に事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

### 【質疑応答】

[議長]	ありがとうございました。質疑等はございますか。
[乙委員]	今ここには書いていないですけれども、環境アセスメント実施中だと思うのですけれども、あれは4年間、一周するのですけれども、今のところ何か問題は出ていないでしょうか。
[議長]	事務局、お願いします。
[甲委員]	環境アセスですが、令和元年度から令和5年度まで実施しておりまして、現在影響調査等を行っておりますが、特に問題等はございません。
[乙委員]	特にない。分かりました。
[議長]	ありがとうございます。 その他ございますか。〔発言する者なし〕

## 議題（3）【自治会側からの質問事項の回答について】

質問1. 表—1 令和4年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況のデータの件

- (1) 表—1 令和4年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況の焼却日数の2号炉8月のデータ（26日から31日）は正しいのか。組合ホームページの「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録令和4年度8月分」では2号炉の焼却日は27日から31日と記載されている。
- (2) 10月の1号炉の焼却日が1日から18日、21日から31日となった理由は？（19日と20日の2日は何を行ったのか）

**【回 答】**

(1) 番につきましては、ご指摘のとおり令和4年8月の2号炉の焼却日数は、27日から31日までの5日間でありました。事前資料では、26日から31日までの6日間と記載していましたが、誤りでありました。申し訳ありませんでした。資料の数値を修正させていただきます。

続きまして、(2) 番のご質問に対する回答となります。ごみピットの量が予定より少なかったことから、18日から24日までの1週間程度、1号炉の焼却を止めて調整する予定でしたが、10月20日にごみクレーンの電気系配線の接点不良により一時焼却ができなかったことで、調整していたごみピットの量が早く増えましたので、21日から焼却を開始しています。ごみクレーンの修理後は、安定的に稼働しております。

**【質疑応答】**

[議 長]	ありがとうございます。 質問1について、質疑ございますか。よろしいですか。[発言する者なし]
-------	---

**質問2. 表一2②排出ガス測定（ダイオキシン類）のデータの件**

表一2②排出ガス測定（ダイオキシン類）の【1排出ガスに含まれるダイオキシン類の測定値】の3号炉の内訳でダイオキシン類（コプラナーPCB以外）とコプラナーPCBは0.00016と0.00081と記載されているが正しいか。今までの測定結果では、ダイオキシン類（コプラナーPCB以外）とコプラナーPCBではダイオキシン類（コプラナーPCB以外）のほうが大きい場合が多い。記載の数値が正しいとしたら、3号炉で何かが起きていたのではないかと推察されるのであるが。

**【回 答】**

記載してある数値に誤りは無く、操業についても、安定した焼却処理をしています。

**【質疑応答】**

[議 長]	これはさっき回答しております。よろしいですね。では、これは飛ばします。
-------	-------------------------------------

**質問3. 指定廃棄物の件について**

- (1) 2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は。
- (2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。

**【回 答】**

(1) 指定廃棄物の処理に関する5市（松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市）連名による要望書につきまして、その後の進捗を印西市に問い合わせたところ、「特に進捗はございません」との回答でありました。

(2) 今年度は、6月21日に現場の保管状態の確認、検査を行いました。異常はありませんでした。なお、現場確認検査の際に、組合からも要望書と同様の依頼をいたしました。

**【質疑応答】**

[議 長]	質疑等ございますか。
[乙委員]	(2) のところで、6月21日に現場の保管状況の確認と検査を行いましたというのですけれども、具体的にどういうことをされているのでしょうか。外観のチェックだけとかでしょうか。それとも、表面の線量率を測るとか、そういったこともされているのでしょうか。
[甲委員]	現場確認という確認検査ということで、環境省の職員さんが数名来られまして、現場、立入制限区域になっているのですが、その中に入りまして、基本的には外観の目視検査と、その付近におけます空間線量の測定を数か所しております。その後、ヒアリングなど状況を我々のほうと状況について確認をされて、現場での確認検査ということで終了しております。
[乙委員]	その検査のときに、表面線量とか測っていらっしゃるというふうな話ですけれども、それは前年に比べて低下しているのですか。
[甲委員]	線量につきましては、申し訳ございません、実際のところその辺については確認しておりません。ただ、確認まではしておりませんが、国側としても特に数字が変わったとか、異常値が出ているような話はしておりませんでしたので、その辺は問題ないという形で確認検査を受けております。
[乙委員]	その測定をしている時って、その測定器は国が、環境省の方が持参したのですか。それともこちらで準備したのですか。
[甲委員]	環境省、国のほうが線量計をお持ちになりまして、数か所測っております。
[乙委員]	そうですか。どこの会社のものとか分かります。
[甲委員]	申し訳ございません、そこまでは確認しておりません。

[議 長]	よろしいですね。 では、続きまして4番ですね。お願いします。
-------	-----------------------------------

質問4. 表-7)排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JISK-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJISK-0083を利用し測定)」はありえないので正常な表記に訂正されたい。

代表者会議で取り扱う内容ではない。

令和3年度印西グリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の資料編にデータが流用されているけれども、当然対象となる。

**【回 答】**

回答といたしましては、組合の提案として、カルシウム、銅、亜鉛の物資はJ I S K-0083の分析対象物質にはないものの、排ガス中の重金属分析方法としてJ I S規格化されております。これまでJ I S K-0083の分析方法により測定してきた実績があります。対比できることから、引き続きJ I S K-0083による分析方法を用いて測定を行い、管理していきたいと考えています。資料の記載方法につきましては、ご意見を伺いながら決定していきたいと思っております。

**【質疑応答】**

[議 長]	ありがとうございます。この件については、我々住民側のほうとしても意見交換をしたのですが…。
[乙委員]	2行下のところに、排ガス中の重金属分析方法としてJ I S規格化されていますというふうに書いてあるのだけれども、規格化されていないではないですか。非該当ですよ。該当物質の記載はないですよ。ないものを測れるというふうに言うのは、何かおかしくありませんか。前からずっと言っているけれども、全然変わらないではないですか。ないものは測れないって、規定方法がないものについては測れないと思うのですけれども、それをどうしてこういうふうな記載にするのでしょうか。
[甲委員]	すみません、書き方、記載方法について誤解があるのかもしれないのですが、今乙委員が言われたとおり、カルシウム、銅、亜鉛、この3物質については、このJ I S K-0083の対象物質としてJ I S規格化されておられません。ただ、あくまでも排ガス中のその他重金属類、カルシウム、この3物質以外にも今現在測っておりますが、その重金属類の分析方法といたしましては、J I S規格化されておりますということでご理解というか、記載のほうはさせていただいておりましたので、書き方に問題があったのであれば訂正したいと思います。
[乙委員]	では、訂正してもらいたいと思っております。誤解を生むような表現はやめて、きちんとこの物質は対象として、それでJ I S規格化されていますということを書くのだったら分かるけれども、そうでないわけでしょう。
[議 長]	この件は、表示の仕方をちょっと修正すれば、我々住民側のほうとしても了解得られるので。
[乙委員]	議長、その意見はあなたがそう言っているだけですから、それはやめてほしいと思っております。
[議 長]	いや、その話合いの中に一応私も関わっているんで、ちょっと言わせてもらっただけなのですが、この表示をいま一度工夫すれば、引き続きこの3項目は入れて構わない、あるいはもういっそのことこの3項目、削除してもいいのではないかという意見があったのです。
[乙委員]	これ私も調べてもらったのですが、確かにJ I S化されていますという、この3項目はJ I S化されていないのです。環境計量士という方が、国家資格を持った方が分析会社で測定して、この値は正しいと証明するために捺印して発行するのです、測定証明書を。このカルシウム、銅、亜鉛については、環境計量士がこの値は正しいというふうに証明していますかという質問したのですが、それに対して、この3つの物質については計量士の証明はしていないと。要は計量士もこれが正しいという保証はしていないという話でした。 これ私の、次は意見ですが、それだったらわけの分からない数字をここに記載するのもおかしいので、この3つの物質は、カルシウム、銅、亜鉛、これは有害物質という定義の中には入っていないですよ。だから、もう測らなくていいのではないかというのが私の意見です。

[議 長]	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の乙委員の意見は、そういう意見もあったのですが、この協定書の中でこれを改定する必要があるのではないかという意見もありました。そのときに、その住民側の委員会の中では、協定書を持っていなかったのが気づかなかったのですが、これよく調べて、また組合さん側からも調べてもらったところ、協定書の7ページ、別表7に重金属類年2回、その測定方法がJ I Sの0083と書いてあるだけで、具体的にこの物質の名称は書いていないのです。だから、今日せっかく組合側と住民側そろっていますので、もし皆さんの意見がよければ、もうここで削除する、そしてもう協定書はいじらないということで私進めたいのですが、いかがでしょうか。</p>
[乙委員]	それを今ここで決めることは、問題があると思います。
[議 長]	どう問題あるのでしょうか。
[乙委員]	だって、事前にそういうことはちゃんと知らされていないではないですか、組合側が例えば何を言っているとかって。それをちゃんと言うのだったら、出してほしいと思います。
[議 長]	組合側は、住民側から削除していいという意見があれば、削除すると言っているのです。私は、乙委員にもそういう提案はしましたけれども、あなたからは返事はありませんでした。
[乙委員]	それでいいではないですか。採決採ったら。だって、これ以外にないではないですか。住民側でやったって意味ないではない。ここでやったっていいのではない。
[乙委員]	住民が全員出ているわけではないではない。
[乙委員]	そのための会議だろう、これね。
[議 長]	<p>はい。では、住民側だけでちょっと一応意見で。私こういう採決とかしたくないのですけれども、ただせっかくこれだけ集まっていますので。</p> <p>では、住民側の方に聞きます。</p> <p>この3項目を今後この重金属測定から削除してもいいという方は挙手を願います。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
[議 長]	<p>では、すみません、反対の方だけ手挙げてください。</p> <p>〔反対者挙手・4名棄権〕</p>
[議 長]	<p>分かりました。</p> <p>乙委員としては、表記の仕方さえ納得するものがあれば、引き続きこれは掲載してほしいということですよ。</p>
[乙委員]	いや、そんなことはない。今こういうふうにして決めることに私は反対です。いいですか。
[乙委員]	何で測っているのかよく分からない。J I Sもないのに。
[議 長]	では、ちょっとこの件については保留します。もう一回住民側のほうで意見交換するなりして。
[甲委員]	事務局のほうでは何か、どんなふうにするかというのはできないのだよね、結局ね。これを測ることはできないのでしょうか。
[甲委員]	できません。
[甲委員]	<p>J I Sによって測ることはできないけれども、協定で結ばれているから測定事項であるため出しているのだというのだよね。</p> <p>その辺は初めての方もいるから、ゆっくりでもいいから、ちょっと説明をしてあげてください。</p>
[議 長]	では、甲委員よろしく願います。
[甲委員]	<p>それでは、私も当時からこの測定項目、測定方法についてのことを知っているわけではございません。ただ、協定書内で、この重金属の測定と回数、測定方法について規定がございますので、その測定方法により我々はこのJ I S K—0083で分析をしてきています。これまでずっとこの方法で測定しております。申し訳ございません、当時なぜこの項目を測ったのかということろまでは、追い切れることができませんでしたが、この協定書で定められております規定に基づいて、我々のほうはこれまでも、これからも測定できればしていきたいなということで提案をさせていただいているところでございます。</p>
[議 長]	乙委員。

[乙委員]	これ昔はJ I Sに、0083にここの3つの物質も入っていたのです。測定対象として。それが、私の調べたところでは2006年、J I Sがこの0083が改定されて、この3つの物質、ほかにもあると思うのですけれども、これが対象外になったのです。J I Sのこの0083の。だから、昔は正しかったのです。ちゃんと計量士も証明していた。今は計量士も証明しない数字なのです。J I Sがないから。だから、どうやって測っているのかなという不思議ではないのですけれども、以上です。
[議 長]	乙委員、先ほど手挙げていらっしゃいましたよね。似たような質問ですか。
[乙委員]	私もこの3つの物質が測ることになった経緯というのが分からない以上は、何か組合側のほうが住民側のほうにこれ削除をしてもいいのではないですかというのは、何か住民側に決めさせるのはどうかと思っただけです。その当時の経緯が分からない以上、現委員の私たちが判断していいのかなというところがあります。もしかしたら、昔はそういう法律か何かで測るような対象になっていたかもしれないけれども、何十年かするといろいろな基準が変わってきて、今その値が変わってきて、今乙委員が言ったように変わってきた段階のところ、切替えのところ、それが行われなくてずっとなってきたのかなって思ったので、そこがはっきりすれば、もう必要のない無意味な検査であれば、私はもうやる必要がないと思いますし、経費の無駄遣いにもなると思います。ただ、その何か住民側のほうで要求して測ってきたのであれば、住民側のほうでそれを取り下げますというのはいいと思うのですけれども、何かこの経緯が分からないというところでちょっともやっとしているので、住民側からやめますって取り下げるよりかは、もう昔と今の基準が違うので、全体でやめることにしますとか、そういう形だったら納得いくのですけれども。
[議 長]	乙委員。
[乙委員]	それなら、私もなぜ今までJ I Sにあったものがなくなったか、これを調べるのが一番まずは先決ではないかと。だから、それをどこに聞くか分からないのですけれども、今測定してもらっている分析会社が環境計量士の方もいらっしゃるし、そこに聞いたらどうですか。2006年だと思うのです、変えたのは。なぜ削除したのか。
[甲委員]	今のご質問に対してですけれども、このJ I S、2006年、確かに改定されて、物質が変わったりされたというのは私どもも把握しております。この前の86年の当時のJ I S規格を見ましても、載ってごさいませんでした、この3物質については、もともとJ I S規格になかったのかなということは、私のほうは理解しているのですが、なぜそのときに協定にその3物質について載せたのかまでは、申し訳ございません、追い切れることができなかったです。
[乙委員]	そうすると、J I S規格に昔からなかったと。 なぜ入れたのか、組合も分からない。
[甲委員]	分からないです。申し訳ございません。
[議 長]	申し訳ありません。今50分経過したのですが、ちょっとここで一旦5分ほど休憩入れまして、組合側さんのほうで意思統一、意見まとめたいと今おっしゃっているので、ちょっとこの件はここで一旦中断します。 〔休 憩〕
[議 長]	では、組合側さんで意見を少しまとめたいただいたそうなので、説明のほどよろしくお願ひします。

[甲委員]	<p>それでは、こちらのご質問につきましては、実はもう何年か前からご質問でやり取りをさせてもらっております。その中でいろいろとご提案、ご質問の中で、ご意見があったことで内容を申し上げさせていただきますと、こちらの重金属、カルシウム、銅、亜鉛のほかにも重金属類というのは、我々何物質か測定しております。実はこちらの測定物質につきましては、資料に書いてありますとおり規制値はございません。なので、本来規制値がないので、基準値、どこまでいったら危ないのか、有害なのかということもないうちで、ずっと測ってきております。では、近隣の清掃工場さんのほうは測っていないのかということ、やはり測っておりません。そのほかにもいろいろと確認させていただきましたが、国や県についても確認しております。やはりクリーンセンターで基準がないものなので、この重金属については、測っているようなところはないという回答はいただいております。ただ、我々としては当時から測りなさいと、測っていきましようという中でこのように測ってきておりましたので、この辺についてはお互いの話合いの中で決めたものですので、測ることはやめるということはできないのかなというふうに思っておりましたというのが、これまでの経緯です。</p> <p>ただ、今回ご質問いろいろ出ましたので、再度組合のほうでも、これから測ったらいいのかいけないのかというのはまた改めて協議させていただき、住民側代表さんとも協議していきたいということで、またちょっとお時間かかるかもしれませんが、できるだけ早いうちに結論を出せていけたらいいのかなというふうに思っておりますので、すみません、ご協力のほうをお願いしたいと思っております。</p>
[議 長]	住民側の皆さん、いかがでしょうか。乙委員。
[乙委員]	<p>先ほど甲委員が昔からJ I Sはなかったとおっしゃいましたよね。でも、昔のこの我々が毎回頂いているレポートといいますか、これには今はカルシウム、銅、亜鉛についてはJ I S Kか、0083を利用していますという注意書きが書いてあるのですよね。昔は書いていなかった。だから、あるときに入れたのです。私は、そのときにJ I Sから対象外になったのだろうなど、それが2006年かなと、私はそう理解しています。それだったら、最初から入れているはずだよね、J I Sにないのだったら。昔はあったのだろうということです。</p>
[甲委員]	<p>ありがとうございます。私も2006年の資料のところまで遡って見たことはございません。この表現については、実は今は利用しているという表現で書いておりますが、前は準拠という形で入っていた時期もございます。なので、私の知る限りずっと準拠で来ていたのかなと思ったのですが、その前…。</p>
[乙委員]	<p>もっと前。私は20年ぐらい前、昔の引っ張り出してみたら、その文章が一切なかった。J I Sの番号しかなかった。</p>
[議 長]	乙委員、どうぞ。

<p>[乙委員]</p>	<p>先ほどもお話しあったように、ほかのクリーンセンターで測っていない。東京都の環境局の項目にも入っていないのです。それを、例えば何でこの印西市のクリーンセンターでわざわざ測る必要があるのか。そのやるやらないについて、これだけ時間を割いて話す意味が全くないのかなと思います。なれ初めは分かりません。ただ、やっぱり時代に合わせて我々も変えていかなければいけないし、では我々が今判断できません、来年の委員会にまた持ち越すのかという、それをずっとやってきたから、こんなことになってしまっているのかなという気持ちもあります。だから、実際にこの3つの物質が我々の人体に対して影響があるのかなのかという、ほかのクリーンセンターが入っていないということは、まあないでしょうね。それを、我々がここで議論する必要もないのかなと。だから、私はもうこれ測る必要はないのではないかなとは思っているのです。</p> <p>ただ、今までこれを数値で出されてきたのは、よかれと思ってやってくださったのだと思いますけれども、本当に測れているのというのはやっぱり疑問なところがあります。実際にこの0083で分析する前に、違ったJ I Sの何とかで集積するという方法も規格でありますよね。まず、それで集積できているというのが不思議なところ。それで集めたものを、このKの0083で分析するってなっているけれども、ここに至るまでにいろいろあるのです、J I Sで。それらも含めて本当にできているのかなというのは、とても疑問なところ。だから、その辺でボタンの掛け違いがあって、この文字の表現も準拠しているって安易に書いてしまった経緯があって、本当にJ I Sで準拠して書いてあるかないかというのは調べれば分かることだけでも、それは後でね。でも、言葉のあやでそれを乙委員に指摘されて直したけれども、もう最初からごめんなさいをして、もうやめましょうよということのほうが、これただでやってくれているなら、サービスでやってくれていることならいいけれども、税金なのだかどうか分からないけれども、結構お金かかっている。だから、そのお金をほかに使ったほうがいいし、もったいないですよ。だから、それは今までの経緯はもうごめんなさいをさせていただいて、我々のほうも、ならというふうにとどめしどころとしない、時間の無駄だと思います。</p>
<p>[議 長]</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件につきましては、決して組合さんのほうから削除したいということは一切言っていないのです。住民側のほうからそういう申出があれば検討します、別に削除しても構わないという、そういうスタンスなのです、組合側は。今乙委員が最後締めてくださって、もう測る必要はないのではないかと。ただ、他の意見もあるように、ここでそういう、今日初めてこの話を聞いた方もいらっしゃるって、何のことも分からない方もいらっしゃるって、時間もかけたくないのですけれども、でも今日ここでまたさらに突っ込んで話すこともできないので、これももう少し何か、私と組合さんのほうで時間作って、何とか落としどころを見つけて、ちょっと今後この表示方法を検討したいというふうに思います。いかがでしょうか。</p> <p>今回第3回目なので、あと皆さん第4回、来年の3月で終わりなので、それまでには決着つけたいと思いますので。よろしいでしょうか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p> <p>では、この件は、ここで一旦止めます。</p>
<p>[乙委員]</p>	<p>どうせ検討するのだったら、放射性物質測っていますよね、濃度、環境だとか。それも、見るともうほとんど自然界の濃度でずっと推移しているのです。もうこれ以上測る必要はないのではないのかというのは、私は思っています。組合さんの意見も聞いた上で、国からどうしても測れというのなら別ですけども、聞いた上で次の環境委員会でも検討したらいいのではないかと、そう思います。</p>
<p>[議 長]</p>	<p>ありがとうございます。では、事務局。</p>
<p>[甲委員]</p>	<p>放射性物質の濃度の件については、やはりお子様をお持ちの方とか、先ほど公園のお話もございましたけれども、その安心をしていただくというためにも、我々のほうも場内において測定等をさせていただいております。市のほうは市のほうでまた考えがあって、いろいろやっていると思いますけれども、できれば放射能の測定については継続をさせていただいて、もう少し時間がたって、他市町村もやらなくなってきたときに、乙委員のご意見なども踏まえ止めていくこととしたいと思います。現在は自然界の範囲になっております。そうしたところでご了解いただければと思います。ですから、組合としては今後も定期的に、継続的にやらせていただきたいと思います。市については市の考えでお願いしたいと思います。</p>

[議 長]	引き続きよろしくお願ひします。 乙委員よろしいですね。
[乙委員]	はい。
[議 長]	では、次行きましょう。 では、5番、ごみ処理の有料化に関してお願ひします。

#### 質問5. ごみ処理の有料化に関して

(1) 白井市廃棄物減量等推進審議会の答申より、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。

(2) ごみ処理基本計画検討委員会で、有料化に関して6月からの進捗はあるのでしょうか。

#### 【回 答】

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会内でも、各委員から有料化時の減量化に対するご意見をいただいているところではございますが、具体的な実施方法や時期などについては現状では未定となっております。

#### 【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。乙委員。
[乙委員]	ごみ処理基本計画検討委員会で話しされているときに有料化ってまで、一応配られた資料には記載がありますよね。ちゃんと導入するって書いてありますよね。それについて、話合いの中でちょっと表現を変えましょうかというような話があって、いま一つクリアではないなという気がするのですけれども。
[甲委員]	まさしくごみ処理基本計画検討委員会で議論中の内容であるため、まだ実際には、具体的な実施方法や時期などが未定となっている状態です。 一応、今基本計画内に、何年度までは実施するみたいなことは書いてあるのですけれども、ただまだその計画が、ほぼほぼ今完成に近づいているところなのですけれども、まだ完成して発行されているわけではないので、その内容についてちょっと答えていいのかなという…。
[議 長]	公表できる段階ではないということですか。
[甲委員]	その途中資料自体は公表してあるので別に途中資料としての内容としては公表してもいいのですけれども、完成はまだしていないわけなので、計画としては。明確にちょっとお答えできないかなというのがあります。
[議 長]	では、これは引き続き、完成して発表できる段階になったら、またよろしくお願ひします。いいですね。
[乙委員]	今の件。ごみ処理の有料化は、ごみ処理基本計画でも明確に検討するというふうに書いていますよね。したがって、実際にやるところまで決まったら我々に教えるということなのでしょうけれども、我々もごみを出している一員ですから、有料化は、私の意見ですけれども、ごみの袋を今1袋10円かそれぐらいの安い値段になるのですけれども、それが有料化になると、1袋大体30円から40円上がるのです、ほかの事例を見ると。そうすると、結構経済的に大変なのです。ごみ処理の一番の目的は、ごみを減らすということらしいのです。でも、実際は有料化したところは1割も減らないらしいのです、ごみが。 また、栄町はもう既に有料化している、この構成市町村の中で。栄町はそうなのですけれども、では白井と印西がどうするかということに今なっていると。全体的に見ても、6割ぐらいしか有料化していないのです。全部しているのだったら別ですけれども。しかも、印西地区のごみの発生量というのは多いのかと思うと、平均値以下なのです、千葉県。それをもって、なぜ有料化するのか。お金がほしいからやるのかと。我々今経済的にいろんな物価が上がって、大変な時期なのです。そのときに有料化されたらたまらないなということを思います。だから、私は反対です。
[甲委員]	すみません、今の質問内容は、19番の質問内容と同一ということよろしいですか。
[乙委員]	そうですね。
[甲委員]	その答えを今お読みしたほうがよろしいですか。それとも、19番になったときにやったほうがいいですか。
[乙委員]	いや、だから私はまた反対ですという意見を出したの。

[甲委員]	では、ご意見として伺いして、19番の質問は19番の質問でまた再度ということで。
[議長]	では、次6番行きましょう。届出項目の報告について。

#### 質問6. 届出項目の報告について

「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して検討されたか。記載すると混乱するというを指摘しているが、明確に記載すれば、混乱は除外できると思われる。検討すべきである。

#### 【回答】

前回回答と同様となりますが、質問のPRTR、市町村、一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果につきましては、環境委員会へ報告しているダイオキシン類濃度の測定結果を前年度分の実績として毎年県へ報告しているものです。よって、最新の情報は既に環境委員会へ報告させていただいております。

また、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集などの資源物については、クリーンセンターへ運び込まれずにはほかで処理されるため、操業報告として記載をしておりません。

まとめページへの記載は、該当期間内における会議資料内の測定結果について簡易的に示すものになりますので、委員会資料で触れていない内容について記載をすることは混乱が生じるため、差し控えていただきたいと思います。

#### 【質疑応答】

[議長]	ありがとうございます。いかがでしょうか。
[乙委員]	まとめページへの以下のところなのですが、混乱をすとか、何をもって混乱をというふうに捉えているのでしょうか。別にちゃんと何々の数字は何々ですと明確に書いてあれば、混乱することはないと思うのですが。なぜ混乱をすというふうに言われるのでしょうか。
[甲委員]	記載してあるとおりなのですが、そもそも委員会資料で触れていない、操業報告として触れていない内容について、いきなり全く関係ないPRTRとかというものができて、これは逆に資料を作っている側としても、何でこんなところにこんな言葉が出てくるのだろうという形にはなってしまうのです。端的に言うと、ここに入れる必要性がないし、意味も分からないのです。なので、何でこの報告を欲しいのかって具体的に、個人的に知りたいとかではなくて、具体的に操業報告の何に関連して、操業報告の理解をこういうふうに深めたいから知りたいということでしたら分かるのですが、そういった理由が特に書かれていなかったの、正直必要性が分からないということです。 例えばPRTRの届出を12月にしましたとか、11月にしましたとかってあそこに書くとしますよね。それを見て、委員さんたちって何を理解されるのですか。
[乙委員]	そのときにちゃんと届け出たというのが分かるわけではないですか。それがなぜそんなふうに、変なふうに誤解されるのかなと、私は非常にその構造がよく分からない。
[甲委員]	その届出が出たことに対して、その日にちを、例えばいついつに出しましたよと理解することに関して、その操業報告の理解って何につながるのですか。多分今回、前回はこれ同じ質問をされたときに、一応住民の方合意の質問なのですよねと確認をしたので、すみません、乙委員個人からの質問ですと、その必要性がよく分からないので、環境委員会の資料として記載する必要性が。何かほかの委員の方で、何か説明できる方いらっしゃったらちょっとお聞きしたいのですが。
[議長]	乙委員。

[乙委員]	ちょっと大変、私委員会に出て失礼な回答なのですけれども、ちょっと内容のことではなくて、であれば、本委員会で規定された項目ではないので、お答えすることができませんとか、そういう答えであって、こんなところに混乱が生じるためという、その混乱が私たちの住民側のせいにするような言い方はおかしいのです。だから、ここの表記のことを乙委員も言っただけなので、あなたが今私たちに対して大変失礼なことを言っているのですけれども、混乱が生じるかどうかはそちら側の問題であって、あなたたちの答えは、ちゃんとこの内容はここで取り上げる内容ではありませんと、そういうことでいいのです。そういうことを言うべきであって、何言っているか分からない、ほかの委員の方でちゃんと答える人がいたら教えてくださいなんて、私始めてですよ、こんな委員会でそういう高圧的な発言を、こういった表記されているのは。
[乙委員]	そうだ、そうだ。
[乙委員]	だから、乙委員は真っ当なことを言いましたよ、何で混乱なのですか。だったら、この一声いらないではないですか。記載、触れていない内容なので、差し控えさせていただきますでいいでしょう。
[甲委員]	よろしいですか。
[乙委員]	いや、またそうやって反論をするけれども、本当なのです。表記の仕方、やっぱり事前によく考えて、質問に対して誠実に答えるだけなのです。その質問がおかしかりょうが何しようが、組合側としてちゃんと真っ当に答えればいいだけの話でしょう。
[議 長]	甲委員。
[甲委員]	失礼な物言いがあったようなので、それについては大変申し訳ありませんでした。この混乱が生じるというところの記載方法について、失礼な内容だったということなので、これについては訂正させていただきたいと思います。 では、委員会資料でそもそも触れていない、環境委員会で取り扱われるべき内容ではないという判断をさせていただいたため、記載については差し控えさせていただきたいと思いますという形で回答を訂正させていただきます。
[議 長]	そのほかにいかがでしょうか。 〔発言する者なし〕 次、行きましょう。7番、民泊の件についてお願いします。

#### 質問7. 住宅宿泊事業者(民泊)の件について

a. 構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。

b. 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみでなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているか。について回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。

#### 【回 答】

各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ次のとおりとのことです。

印西市では、a. に対して県のホームページのほか適宜県担当課に問合せをし、把握しています。

b. について、住宅宿泊事業者に対して事業系ごみとして、事業者の責任において処理するよう通知をしておりますが、新規登録事業者を把握した際も、都度通知を行っております。

次、白井市になります。白井市の回答としましては、前回までの回答時と同様な状況であり、千葉県がまとめている施設一覧、R4年3月25日時点により、市内に届出受理施設はないものと確認しており、引き続き排出されるごみの適正処理についてホームページに掲載し、周知を図っています

栄町の回答となります。a. については過去の環境委員会でも回答していますが、住宅宿泊事業者(民泊)の存在については、県のホームページで確認しています。

b. の回答については、栄町では4件の登録状況があり、前回と変わりません。現在2件は住宅宿泊施設として運用されておりません。また、2件は民泊施設として運用されておりますので、管理者に対し民泊施設から排出されるごみは集積所に置かずに、事業系ごみとして事業者が適正に処理するよう指導しており、民泊施設から家庭ごみとして排出されていないことを確認しております。

**【質疑応答】**

[議 長]	ありがとうございます。いかがでしょうか。
[乙委員]	栄町は、それで非常に実効性があるということを期待されているのですけれども、その都度というのは、どのくらいの間隔でやっているのでしょうか。
[甲委員]	栄町のほうからお答えさせていただきます。 書かれているとおり、うちのほう民泊施設、登録してあるのは4件ございます。書かれているとおりなのですが、2件は民泊としては扱って、今使用されてはおりません。2件については、2件しかうちはありませんので、その都度電話で確認ができますので、直接電話させていただいて、現状で今使っているのとか、そういう形で聞いてしまっています。それで確認を取らせていただいて、回答のほうは作らせていただいております。
[乙委員]	裏取りはしていないということですね。電話での回答をそのまま記載しているって、そういうことですね。
[甲委員]	そうですね。電話で確認させていただきまして、それで回答書のほうは作らせていただいております。
[議 長]	ありがとうございます。よろしいですか。 次、8番行きましょう。お願いします。

質問8. 組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)と第3次印西市環境基本計画(案)の整合性の件について、組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)(平成28年8月)」と印西市の「第3次印西市環境基本計画(案)」との整合性(特に温室効果ガス)は取れているのか。

温室効果ガス排出量の算定で因数をかけ、印西市分を按分しているとのことであるが、排出量の正確性や因数の妥当性などの確認結果等の説明を求める。

**【回 答】**

印西市に確認したところ、「第3次印西市環境基本計画(案)」における印西クリーンセンターの温室効果ガス排出量は、環境省の一般廃棄物処理実態調査に因数をかけ、印西市分を按分して算出したものと確認しております。

組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)」の温室効果ガスの排出量は、印西クリーンセンターで処理をした一般廃棄物の焼却量や組合で使用した電気の使用量、公用車等の燃料使用量から環境省・経済産業省の算定マニュアルを基準に算定したものです。

どちらも、妥当性があるものと思われます。

**【質疑応答】**

[議 長]	ありがとうございます。いかがでしょうか。
[乙委員]	排出量の正確性とかどうですかと、あとまた因数の掛けているところがあるのですけれども、その部分の妥当性について、どちらも妥当性があると思われますと書いてあって、これしようがないと思うのです。だから、因数がちゃんと妥当かどうかと聞いているのに、なぜ妥当性があると思われますとということになるのですか。
[甲委員]	お答えいたします。 まず、印西市におきましては、直接こちらでは携わっておりませんので、分かりませんが、一応口頭での確認の結果でございます。組合におきましては焼却部門の数値、あとこちらの公用車の燃料使用量とかを全部積み上げた数字で、環境省のホームページに出ておりますそういう計算システムが入っていますので、そちらのほうに使った燃料とかを数値を報告して、自動的に計算されたものですので、妥当性があると思われますとこの回答になります。
[乙委員]	その因数のところの部分はどこですか。
[甲委員]	因数につきましては、直接私どもで把握できるものはガソリンの燃料使用量しかありませんので、その算定方法につきましては、例えばごみの焼却量、ごみの排出量とかについては、全部クリーンセンターからの提出された資料、あと斎場につきましては、同じく燃料の使用状況等から計算した数字をもって、こちらで集計かけているという形になっています。
[乙委員]	それは、過去からずっと発表されていますよね、毎年。
[甲委員]	はい。

[乙委員]	それはそうでいいとして、あとその因数を掛けているという、印西市分を案分して出したものというふうにしていますと書いてあるところの部分は、その因数はどうやって求めたのですかって、誰が決めたのですか。
[甲委員]	こちらでは、印西市は印西市の環境担当部署がありますので、そちらで算定しておりますので、直接は把握しておりません。どの数字を使ったのかというのは分かりません。このような回答になります。
[乙委員]	一緒に聞いているのだけれども、それを全然答えていないと思うのですけれども。ではないですか。
[甲委員]	基本的には、この印西市でつくったものについては、こちらで排出されているごみとかの想定量の印西市に相当する部分の数値を用いて算定していると思います。それは間違いだと思います。
[乙委員]	それは別に何も言っていないで、その部分はいいと思うのです。だから、そうではなくて、環境基本計画に書いてあるところの、その排出量と書いてある部分が本当にどのくらい正確なものなのか。あと、その後の因数を掛けていますよと書いてあるけれども、言っているところのその因数というのは、何をどうやって誰が決めたのか。
[甲委員]	直接こちらでは、下の部分の組合の地球温暖化実行計画に関するものはこちらでやっておりますけれども、市は独自に印西市の環境基本計画を策定しているのです、そちらのほうについては印西市の環境担当部署でないとお答えできません。
[乙委員]	クリーン推進課ではない。
[甲委員]	ではないです。環境保全。
[甲委員]	環境保全課になります。今この場で私も資料持ち合わせておりませんので、ちょっと確認して組合のほうに調整取らせていただきます。
[議長]	よろしくお祈いします。 では、次行きましょう。9番、よろしくお祈いします。

#### 質問9. 環境影響評価の件について

(1)「h印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では都市の下水中の新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。

ごみ処理基本計画が改訂中であることから、処理を再考すべきタイミングであると思われるが、いかがか。

#### 【回 答】

新型コロナウイルス対策につきましては、国等の新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインに基づいた処理を次期中間処理施設においても行っていく予定としております。現在は、し尿処理の過程で人体に感染するといった検証がなされていない状況であることから、国、県等の動向を注視しながら、印西地区環境衛生組合との協議を進めてまいります。以上のことから、現在改定中のごみ処理基本計画については処理を行うこととして検討しております。

#### 【質疑応答】

[議長]	ありがとうございました。乙委員。
[乙委員]	検討、協議を進めていきますというところは、それはそれでいいのかもしれませんが、その下のごみ処理基本計画では処理を行うこととして検討しておりますって書いてあるのですけれども、これって過去5回開かれたその中の資料の中の、どこの部分に明確に規定されているのでしょうか。
[議長]	いかがでしょうか。
[甲委員]	ただいまの質問につきましては、ちょっと調べる時間をいただきたいと思います。よろしければ次の質問を。
[議長]	よろしいですか。では、次行きます。では、10番、お祈いします。

質問10. アクセス道路と地域振興策対象区域に関して

組合ホームページで、「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更(案)に対する意見公募(パブリックコメント)」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を策定」という公告が掲載された。地域振興策の対象地域とアプローチゾーンを含むアクセス道路の形態が大きく変更されている理由がいかなるものか。

【回答】

アプローチゾーンは、市道00—122号線から地域振興開発エリアの高台部に至るまでのアクセス道路の隣接地に広大な花畑を整備するもので、来訪者を出迎えるゾーンとして地域振興施設のイメージアップ、一般通行者に対する誘引力等の効果を狙い、地域振興策の対象地域に必要な用地を追加したものです。

なお、アクセス道路の形態についての変更はございません。

【質疑応答】

[議長]	ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。 〔発言する者なし〕 では、次行きます。11番お願いします。
------	--

質問11. 印西地区環境整備事業組合の令和4年第1回議会定例会(令和4年2月10日)の議事録で、協定値に関して「(後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですが、それについての話し合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということによろしいでしょうか。)環境委員会と話し合いを行い、数値のほうは設定しています。」と答弁しているが、事実と異なるため訂正すべきである。

【回答】

協定値などの決定については、環境委員会を通して協議など意見交換を行い、変更を含め住民側、組合側双方の了解を得て、協定書別表7に設置させていただいているところでございます。

【質疑応答】

[議長]	ありがとうございます。これもこの回答でよろしいでしょうか。 〔発言する者なし〕 では、次行きます。12番、お願いします。
------	--

質問12. 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が設置され、活動しているが、組合ホームページへの情報の掲出が遅いのはいかなる理由か。

【回答】

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会の内容のホームページへの掲載につきましては、会議後に議事録を作成し、検討委員会の委員に議事録の確認をしていただいた後、検討委員会が完了している時点での情報を掲載しているため、会議終了後からある程度お時間をいただいているところでございます。

【質疑応答】

[議長]	ありがとうございます。乙委員。
[乙委員]	議事録はいつも、どこの審議会とか委員会とか何かでも後になって出てくるのです。大体早いところで二、三週間で、もっと遅ければずっとここみたいに3か月後とかって、そんな冗談みたいなものもありますけれども、それから見たら、議事録は後でもいいけれども、その前の資料とか、そういうものについてはもっと早く、その開催した日とか翌日でも構わないのですけれども、早急に提示すべきではないのかなと思うのですけれども、それがずっと遅れていると私は思っています。そういうのはいかがですか。
[甲委員]	基本的には議事録を作成した後に公開するのが、資料と併せて見ていただいたほうがいい意見というのもあるので、分かりやすいかなと思っていたのですが、そういったご意見があるようでしたら、資料だけ先に公開して、議事録は後からという方法も検討はさせていただきたいと思います。
[議長]	よろしくをお願いします。

[乙委員]	組合の議会だよりとかのところで、総括質問だとか質問がこう項目並んでいて、その後に議事録というのがあって、議事録は今、括弧して調製中とかって書いてあって表示しているではないですか。それと同じようにしてほしいということだけです。 あとは、国の場合だと、審議会とか何かそういうところは、例えば今日やるのだとしたら、それよりも前に資料のほう公開しているところがあります。それを組合としては嫌なのかもしれませんが、そういうふうな早いうちの情報公開というのは必要かなと思いますけれども。
[議長]	これ検討するということでよろしいですね。
[甲委員]	はい。
[議長]	よろしいですか。では、次行きます。13番ですね。お願いします。

質問13. 組合ホームページの「次期中間処理施設整備事業の経緯・経過」において、令和3年度と令和4年度が追加されているが、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みとしては不十分であると思われる。改善を望むものである。

また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されていることから、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みをさらに加速することが必要であると思われる。

**【回答】**

次期中間処理施設整備事業については、平成25年以降、用地検討委員会施設整備基本計画検討委員会及び地域振興策検討委員会の計画策定において、検討過程における民意の反映及び透明性の確保を図るべく、住民参加型の取組の下、当該事業計画の検討を進めております。

現在は、これまでの間に作成した施設整備基本計画、地域振興策基本計画に基づき具体的な検討を進めているところであり、情報の公開に当たっては、検討過程にあることにより正確な情報として伝わらないおそれがある場合や施設的设计など、入札及び契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるものなどの情報は、公表を控えさせていただくことがあることについてご理解いただきますようお願いいたします。

なお、各種の検討により決定し、実施する諸手続の過程で公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じまして、都度住民の皆様にご公表させていただきます。

**【質疑応答】**

[議長]	ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。
[乙委員]	地域振興基本計画の中で、第2回目の見直しが終わりましたよね。そのときって、やっていることさえ私たちには分からなくて、ある日突然パブリックコメントみたいな感じで出て、それでパブリックコメントはどのぐらいあったか、三、四件であったような気がしないでもないですけども、そういうやり方って、何か非常にあまり芳しくないと思うのです。もっとちゃんとやっていることを、それは公開すべきではないですか。
[議長]	いかがでしょうか。
[甲委員]	ただいまいただきました意見につきまして、今後その点についても検討してまいりたいと考えております。
[議長]	引き続き検討のほどよろしく申し上げます。 では、次14番行きましょう。お願いします。

質問14. 令和4年度搬入車両数と搬出車両数のデータの件

令和4年度搬入車両数と搬出車両数のデータに、「業務用」と「直接搬入」（構成市町が許可したもの）を追加していただきたい。

**【回答】**

環境委員会において、事業系、直接搬入だけを個別に抜き出して記載する必要性が前会議の委員の意見からは確認できないため、現状では記載する予定はありません。ただし、事業系、直接搬入の件数はそれぞれ把握することが可能であると思われるため、個人的に興味がある委員については、個別に事務局まで問合せをお願いいたします。

**【質疑応答】**

[議長]	いかがでしょう。乙委員。
------	--------------

[乙委員]	なぜ、例えば事務局にわざわざ問い合わせなければいけないの。だって、事業系と直接搬入というのが2つあって、それをちゃんと分けてもらえればいいと思うだけなのですけれども、何でそれができないのか。したくないだけなのですよ。
[議長]	甲委員お願いします。
[甲委員]	先ほどの回答と同様の回答となってしまうのですが、基本的に事務局としてそういったように分ける必要性が、環境委員会としての資料としては必要性が考えられないため、記載を差し控えさせていただきますという回答となります。
[乙委員]	何でその感じられないって、そこだけで判断するの。だって、組合のところに持ち込むのは事業系と、あとそのほかに一般のやつと、あと直接搬入があるわけではないですか。どのくらいの比率を占めているのか知りたいです、当然。だって、過去に、甲委員が言ったわけではないけれども、過去の例でいくといっぱいあって、直接搬入の数が膨大で業務に支障があるということを組合の方がおっしゃっていた例もあるので、それで今コロナのことで制限していますよね。で、少なくなっていると。出している条件を、許可証を出す条件をよりもっと絞った。そういうふうにしてやっていますよというふうに言って、それで減ったのだとすると、実際どのくらいの業務量になっているか。それを分かるのは、一番いいのはこの搬入台数とかで分かるところではないかなと思うのですけれども。
[甲委員]	すみません、一応ちょっとだけ訂正させていただくのですけれども、直接搬入はさらに絞ったという説明があったと思うのですけれども、これ別に従来に比べて厳しくしたわけではないのです。もともと直接一般廃棄物、家庭系の方が一般廃棄物はもうこちらに持ち込むというのは例外的な取扱いで、例えば引っ越しとか、遺品整理とか剪定枝とかの関係で多量にごみが出た場合、多量の定義というのもちよっといろいろあるのですが、基本的にはふだんその方が使っている集積所が、その方が出したごみだけでいっぱいになってしまって、ほかの方が使用できなくなるくらい多量に出た場合なんかは直接搬入できますよという形でやっていたのですが、それがどうもコロナ前の状態だと緩んでしまっていたところがあって、それこそごみ袋1個だけでも持ち込んでいたりしている方がいて、そうしてしまうと、その車両で渋滞とか起こしてしまうので、そういった状態を解消させていただいたような状況です。コロナ禍のときというのは1個訂正でして、次にですが、事業系、直接搬入をそもそも抜き出して記載する、その数を知りたいというのは分かるのですが、それが操業報告に関連しているというのが、事務局としてはちょっと必要性が認められないのです。なので、こちらの記載は差し控えさせていただきたいというお話です。 ただ、個人的に気になる数値ということでしたら、全然お調べしてお伝えすることは可能ですので、それは聞いていただければ問題ないです。ただ、すみません、今日聞かれても、手元に資料がないので、後日という形にはなってしまいますが。
[議長]	今後表記の方法は、今のところ変える予定はないという。
[甲委員]	そうですね。
[議長]	乙委員。
[乙委員]	たしか何回か前の会議のときに、ずるをして持ち込んでくる人、今お話があったように、ちゃんと朝起きてごみを出さない人がふらっと来てふらっと捨てていく、そういうものを減らさないで業務に支障が来るよということも含めて、一時受入れを中止するというような話もあったと思うのです、たしかコロナでね。実際にそういう、さっきお話があったように、決められた期間にその車の搬入量という台数が減っていますとかありましたけれども、これを要は減った理由が、個人の車を規制してきたから効果があって減ったのか、それともそもそもの搬入、ごみ収集車の数が減ったのか、この辺がせつかくそちらでいろいろ対策を取られているのに、我々がその成果を見ることができないのはもったいないなと思って、だったら1行増やして、一般の我々が持ち込むような車がこれだけ減りましたよというのは、書いておいてもらったほうがいいのかと思うのですけれども。
[議長]	甲委員。

[甲委員]	例えば車の搬入量とか搬出量、ここに車が入り出す台数というのが、周りに与える環境というのはその台数そのものが指標になるわけで、その中身について、例えば家庭系が減った、事業系が増えた、一般の人の直接搬入が増えた、事業系の直接搬入が減ったとかというのを小分けで理解する必要性が操業報告上は感じられないというお話です。結局のところ、周りに与える影響、ここに入り出す車の量というのは総数になるので、その内訳がどうという話が、ちょっとどういうふうに操業報告の理解につながるのかなというのが分からないというところなんです。事務局として、必要性が認められなかったというところなんです。
[乙委員]	でも、それは届出するときに、我々市民は一筆書くわけでしょう、届出するときに。それ調べればいいだけなのではない。
[甲委員]	数が分からないわけではなくて、数は特段把握はできるのです、それこそもっと細かく。印西市とか、白井市とか、栄町とか個別に分けた上で把握はできるのです。ただ、それを小分けにして記載する必要性がちょっと認められないという話です。要は小分けにしたら、小分けにした項目が増えて、資料としては分かりにくくなってしまいます。
[乙委員]	いや、1行増えるだけでしょう。せつかく皆さんのほうからごみの数を減らすために規制していますという話をされて、この説明も何回か前の環境委員会で説明をされたのだから、これだけ成果が出ていますよということだけを1行書けばいいだけなのに、何でそんなに嫌がるのかな。だって、皆さんがやった成果が出てくるわけだし、それ細かい数が云々とおっしゃるけれども、結局ここに書いてある車が何台入ってきましたよというデータと同じことでしょう。だから、満杯でゴミを運んできた集積車もいれば、地域の人たちが頑張っただけで半分までしか入っていない、少ない車だって1台でカウントしている、その表ではないですか。だから、この車の数でそんな細かいことを分かっていって我々は思っていないで、直接搬入の住民が持ち込んでいるものが、どれだけ皆さんが努力して減らした結果、効果があるのかなというのを知りたいだけなので、そんな深い意味はないです。
[議長]	甲委員。
[甲委員]	環境委員会の操業報告としては、要は周りに与える影響が問題であって、特にそれが、直接搬入が減っているのは減っているのですけれども、直接搬入の影響だけではなくて、例えばここに来るのは家庭系の委託を受けてゴミ収集をしている業者さん、事業系のゴミを委託を受けて収集している業者さん、あとは事業者さん自身が自分で持ってくる場合、あとは一般の方が自分の家のごみを持ってくる場合、あとは市町村が処理困難物とか持ってきたりする場合もありますけれども、そういったふうにもっと細かく分けていけば、細かく幾らでも分けられるのです。基本的には周りに与える影響というのは、ここに出入りする車の総数であって、そのうちの直接搬入だけを個別に抜き出して記載する必要があるのかなというのが、ちょっとよく分からないというところなんです。要は直接搬入の増減だけではないのです。家庭系も事業系も、何だったら印西市が増えた、白井市が減ったとか、栄町が減ったとかって、もっと細かい数値が出ることになるのです。ただ、それを小分けに出したところで、結局総数が、中で細かいところで差引きでプラス・マイナス増減があったところで、結局ここに入り出す車というのは、その総数が減ったか増えたかという話になります。それが、その総数で周りに影響与えているのかどうかというのを恐らく把握する目的で、この報告内容に含まれているのではないかなと思うのですけれども、その中で直接搬入だけを分けて知りたいというのが、ちょっと操業報告とは意味合いが違うのかなというのが正直なところなんです。
[乙委員]	別に、だからそこまで細かく言われるならいいです。我々は、皆さんが努力した結果を書けばいいのになと思っただけだし、今あなたがおっしゃったそういう細かいことというのはあなた個人の意見で、そこまでのこと我々は望んでいるわけではないので、いいです。
[議長]	乙委員。
[乙委員]	直接搬入のゴミの量というのは、計量してやっているのですよね。量が分からないわけではなくて、そこは…。
[甲委員]	もちろんです。
[乙委員]	そうですね。個人で自転車に乗せて持ってきて、車で来ても、全部その計量器で量っているのですよね。
[甲委員]	そうですね。
[乙委員]	ならいい。

[議 長]	では、本件に関しては、いま一度ちょっと組合側のほうでもう一度もんでいただくなりすることは可能でしょうか。
[甲委員]	それは大丈夫です。数値自体を知りたければ、特にお聞きしていただくことは全然問題ないので、個別に。それを環境委員会の資料として載せるか載せないかというふうになると、また別な話という形になってしまうだけなので。
[乙委員]	だから、そういう細かいことを皆さんで決めてください、検討してくださいって話。あなたの意見は今要らないの。だから、クリーンセンターの中で、それが必要かどうかを検討してください。
[甲委員]	今担当のほうもいろいろ考えて言っているようですけれども、内部のほうで検討させます。また次回、どんなふうにしたらいいかというようなところで皆さんに報告をさせていただきます。よろしくをお願いします。
[議 長]	よろしくをお願いします。では、次15番、お願いします。

### 質問15. 維持管理に関する計画の件

印西クリーンセンター維持管理に関する計画について質問です。

- (1)「5 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却します」の測定結果を提示されたい。
- (2)「6 運転を開始する場合は、助熱装置等を作動させ、炉温の上昇曲線に沿って速やかに上昇させます。」の測定結果を提示されたい。
- (3)「7 運転を停止する場合は、助熱装置等を作動させ、炉温の下降曲線に沿ってごみを焼却し尽くします。」の測定結果を提示されたい。

#### 【回 答】

(1)、熱灼減量の測定結果についてになりますが、1号炉2.4%、こちら10月26日に試料を採取しています。2号炉については2.3%、同じく26日に採取しております。3号炉については2.5%、こちらは9月9日に試料のほうは採取しております。

続きまして、(2)の回答です。焼却炉の点火からごみの投入までの昇温は、24時間で行います。代表といたしまして、1号炉の温度経過を下表のとおりに示します。

16時	18時	20時	22時	24時	2時	4時	6時	8時	10時	12時	14時
0℃	84℃	197℃	280℃	287℃	289℃	298℃	376℃	473℃	574℃	600℃	600℃

(3)、焼却炉の埋火は、炉内のごみを残さずに燃やし切ることを確認しながら行います。代表として、1号炉の温度経過は下表のとおりに示します。

16時	17時	18時	19時	20時	21時
908℃	903℃	909℃	714℃	702℃	448℃

#### 【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。いかがでしょう。
[乙委員]	その熱灼減量のところで、これはどこで実際測ったのですか。印西クリーンセンターの中で測っているのですか。
[甲委員]	回答ですが、こちらは事業者さんに委託をして分析をかけております。
[乙委員]	どこの業者ですか。
[甲委員]	こちらは、永山環境さんになります。
[議 長]	いいですか。一応11時50分を一つのめどとして、もう11時50分なのですが、ただ乙委員の質問事項でこれだけ質問考えていただいたので、乙委員からちょっとこの質問に関して聞いてほしいというのがあれば。
[乙委員]	分かりました。38ページの16番、これは私の確認ミスです。小型発電って書いていますけれども、小型家電の間違いです。これは全部カットします。
[議 長]	16番の質問、カットということですか。

[乙委員]	<p>はい。それから、あと17、18、19、これらはごみ処理基本計画の中から、私が疑問に思っているいろいろ書いてあるのですけれども、これは先ほどごみ処理基本計画のパブリックコメントの回答は後日やりますよということなので、それを見たいと思います。</p> <p>それから、42ページもそれでいいです。</p> <p>それから、43ページの回収資源物の循環利用、これは資源物という量が店頭回収と業者回収、これが抜けてあるのです、昔からそうなのですけれども。環境白書を見ても、年々回収率が減っているというか、資源物が減っているのです。その理由は、本当に減っているのではなくて、店頭とか業者回収、業者回収といってもちり紙とかで、トイレトペーパーと交換してくれるのですよね、新聞紙とか何か。うちの団地見ると、2件に1件それ出しているのです。だから、ほとんど紙類は業者が持っていつていると。そのデータがどこにも記載されないということで、そうすると資源物の率がどんどん、どんどん下がっている。これ当たり前の話で、違うところに行っているわけですから、それを組合は把握していないということなので、ぜひそれは、特に業者は何十件もあるわけではないから、聞けば教えてくれると思うから、今月はどれぐらい回収しましたかとか。それを入れると、数字が全然変わってくると思いますので、それを指摘、提案しました。</p>
[議長]	では、その他の質問については、この回答でよろしいでしょうか。
[乙委員]	はい。
[議長]	<p>では、ちょっと急ぎで回しましたが、一応22の質問、これで終了ということにします。</p> <p>ちょうど11時50分になりましたので、その他質問事項や何か意見等があるときは、直接組合のほうに…乙委員。</p>
[乙委員]	<p>協定書の改定については、この協定書のところの4ページ目のところの事情変更による改定協議というのがあって、第15条に書いてあるのです。甲乙はと書いてあって、別に組合側と住民側なのですけれども、別にどっちが言ってもという感じでここに書いてあると思うのですよね。住民側が言うことだけではなくて、組合側もちゃんとやっている、私はそういうふうに解釈しています。</p>
[議長]	改定を提案することができるというやつですか。
[乙委員]	はい。だって、事情変更による改定協議ってちゃんと書いてあるもの。
[議長]	それで、乙委員は何か改定すべきものがあるのではないかって…。
[乙委員]	いや、これに盛り込んでいないことがあるから、ではそれをちゃんと、もし改定協議のときにちゃんとすべきではないのかなというのがあると思います。だから、別に先ほどから組合側が、私たちは申出ができませんみたいな話をさんざんしているのですけれども、それは違うのではないかな。
[議長]	<p>それに当たらないということですね。</p> <p>甲委員。</p>
[甲委員]	<p>私どものほうで出している事務を、こちらから少なくしていこうとか、削減していこうというのは、なかなか言いづらいところにして、もしこういうものは無駄だから、わざわざやらなくていいのではないかというようなところがございましたら、その辺は委員の皆様からもどんどん言っていただきたいと思います。</p>
[議長]	<p>ありがとうございます。では、ほかの方よろしいですかね。</p> <p>〔発言する者なし〕</p> <p>では、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。ちょっと私声を荒らげてしまって、大変失礼しました。住民側の議事署名につきましては、追って連絡いたしますので。</p> <p>では、進行を事務局へお返しします。</p>

[事務局] それでは、以上をもちまして令和4年度第3回環境委員会を閉会いたします。  
本日は、お忙しい中、ありがとうございました。